

## 地方独立行政法人法の一部改正に伴う本県の対応について

### 1 地方独立行政法人法の一部改正及び本県の条例改正について

平成 29 年 6 月に地方独立行政法人法の一部改正を含めた地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなった。（一部、2020 年 4 月 1 日施行）

今般の法改正により、地方独立行政法人評価委員会の所掌事項が見直され、それに伴い本県の条例で評価委員会の所掌を定めることとしたもの。

条例改正議案は、平成 30 年 2 月県議会において議決済み。

### 2 地方独立行政法人法の一部改正の概要

#### (1) 地方独立行政法人の業務への申請等関係事務の追加〔H30.4.1施行〕

市町村の窓口関連業務における外部資源活用の新たな選択肢として、地方独立行政法人に申請等関係事務を行わせることができるように見直しが行われた。

⇒ 市町村に関する改正のため、本県の対応なし

#### (2) 地方独立行政法人における適正な業務の確保

##### ① PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築〔H30.4.1施行〕

ア 設立団体の長と地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が果たす役割の在り方の見直し

(ア) 各事業年度の業務実績評価及び中期目標期間の業務実績評価について、評価委員会の評価の廃止

⇒ 工業技術センターに係る評価者が、評価委員会から知事に変更された。

※ なお、公立大学法人については、教育研究の特性を踏まえ、大学の教育研究や運営に関する評価は、設立団体の長とは異なる専門的な評価機関が行うことが適当であることから、評価委員会が評価を行う制度が維持されている。

(イ) 中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績評価の実施

⇒ 工業技術センターの評価は知事が行い、それに係る意見を評価委員会から聴取するもの。岩手県立大学については、上記（ア）と同様に評価委員会が評価を行う。

(ウ) 中期計画の認可、財務諸表の承認、業務方法書の認可、限度額を超えた短期借入・借換の認可等に関する評価委員会からの意見聴取の義務付けの廃止

⇒ 岩手県立大学及び工業技術センターのいずれも評価委員会は関与しない。

⇒上記の廃止された項目は、平成26年の国の独立行政法人制度改革において必要性が低い項目として評価委員会の関与が不要とされた事項に準じており、中期目標の作成（変更）等、議会の議決を要する事項など重要なものについては評価委員会の意見を聴く仕組みが残されている。

また、設立団体の判断で、条例により、評価や認可の過程に評価委員会を関与させることができることとされたところ。

イ 中期目標の具体化、業務評価の実施時期等の見直し

② 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入〔ア～ウはH30.4.1施行、エは2020.4.1施行〕

ア 内部統制体制の整備に関する事項について業務方法書への記載を義務付け

イ 監事、会計監査人の報告徴収・調査権限や理事長等への報告義務等を明確化、役員任期の変更

ウ 設立団体の長による、不適切な業務運営に対する是正措置命令を規定

エ 役員職務忠実義務・損害賠償責任を明確化

### 3 法改正後の評価委員会の所掌について

評価委員会を評価や認可の過程に関与していただくため、現在の条例に、「委員会の所掌等」という条文を新設し、法で定められたもの以外に以下の事務を所掌することとするもの。

(委員会)の所掌等

第3条 法第11条第1項の規定により設置する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第26条第1項の認可について知事に意見を述べること。

(2) 法第28条第1項の評価（同項第2号の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）について、知事に意見を述べること。

2 委員会は、前項各号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

(1) 第1項

法第11条第2項第6号の規定に基づき、評価委員会に所掌させようとする事務として、法の規定により評価委員会の権限に属させられた事項を処理するほか、下記に掲げる事務をつかさどることとして定めるもの。

① 第1号

法第26条第1項の規定に基づく地方独立行政法人が作成・変更する中期計画の設立団体の長（知事）の認可について、知事に意見を述べること。

② 第2号

法第28条第1項の規定に基づく地方独立行政法人の各事業年度の業務実績及び中期目標の期間における業務実績に係る設立団体の長（知事）の評価について、知事に意見を述べること。

(2) 第2項

第3条第1項各号の意見を述べたときは、法改正前においても改正前の法の規定に基づき評価委員会の評価等を公表してきたことを踏まえ、法第11条第3項により同条第2項第1号、第4号又は第5号の意見を述べたときにその内容の公表義務があることに準じ、中期目標の認可及び業務実績の評価に係る透明性向上の観点から、その意見の内容について公表することとして定めるもの。

(3) 施行期日（附則関係）

本条例の施行日については、改正法の施行日と同日の平成30年4月1日とするもの。

## ○地方独立行政法人法施行条例（改正後全文）

平成16年10月14日 条例第50号

改正

平成20年 3月27日 条例第22号

平成21年 3月30日 条例第7号

平成26年 3月28日 条例第12号

地方独立行政法人法施行条例をここに公布する。

地方独立行政法人法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（県の出資等に係る重要な財産）

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額が50万円以上の財産その他知事が必要と認める財産とする。

（委員会の所掌等）

第3条 法第11条第1項の規定により設置する岩手県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事務をつかさどる。

（1） 法第26条第1項の認可について知事に意見を述べること。

（2） 法第28条第1項の評価（同項第2号の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関するものを除く。）について知事に意見を述べること。

2 委員会は、前項各号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

（委員会の組織）

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、地方独立行政法人の運営に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員及び臨時委員）

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる。

3 専門委員及び臨時委員は、知事が任命する。

4 専門委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員並びに議事に関係のある専門委員及び臨時委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員並びに議事に関係のある専門委員及び臨時委員の総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委員長への委任)

第9条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(重要な財産)

第10条 法第44条第1項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第22号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第12号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。